

コロナ特例減免における国費 10 割負担の復活と市町村における国保税負担の軽減のための支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和 3 年 11 月 26 日付事務連絡）に基づき、国により財政支援が行われているところである。

コロナ禍における生活困難は、個人の責任に帰するものではなく、まさに災害、事故に類するもので、その規模からいっても、国による積極的な財政支援が求められるところである。昨年度は令和 3 年 11 月 26 日付け事務連絡によりすべての国費 10 割の財政支援となり、市町村負担は緩和された。

しかし、2022 年度の国民健康保険税へのコロナ特例減免は、多くのところで市町村負担が発生するため、2021 年度同様の支援が必要と考える。

また、子どもの均等割り保険税については、昨年、未就学児の半額軽減措置が盛り込まれたが、子どもが増えれば保険税が上がる仕組みに変わらない。これは他の健康保険にはない仕組みであり、更なる負担軽減が必要である。

子どもの医療費助成制度等へ現物給付で無料化した場合のペナルティである国庫負担金の減額措置についても、全国知事会が指摘しているように「地方の実情に応じた取り組みを阻害する」ことがないように、市町村独自の減免制度を尊重されるように求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免にあたって、2020 年度、2021 年度と同様、全額国費の財政支援を継続すること
- 2 国の財政負担措置により、国保の子どもの均等割り保険税減額制度を 18 歳まで拡充すること
- 3 子ども医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置を廃止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 28 日

沖縄県浦添市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣